

議案第 4 6 号

海老名市介護保険運営協議会条例の一部改正について

海老名市介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

介護保険運営協議会に臨時委員及び部会を設置したいため

海老名市介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険運営協議会条例（平成１２年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同条第２号中「介護保険事業計画」を「前号に規定する計画」に改め、同号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

- （２） 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画その他高齢者福祉に関する計画の策定に関する事項

第４条第２項第２号中「（平成９年法律第１２３号）」を削る。

第９条を第１１条とし、同条の前に次の１条を加える。

（部会）

第１０条 運営協議会は、第３条各号に掲げる所掌事項の審議のために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

２ 前項の部会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が別に定める。

第８条を第９条とし、第７条第２項中「過半数の委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数」に改め、同条第３項中「委員」を「委員等」に改め、同条を第８条とする。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（臨時委員）

第６条 第４条に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、運営協議会に臨時委員を置くことができる。

２ 臨時委員は、市長が委嘱する。

３ 臨時委員は、第１項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、

解任されるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 介護保険運営協議会委員の項中「介護保険運営協議会委員」の次に「（臨時委員を含む。）」を加える。